

池袋駅西口新池袋駅ビル開発に伴う自転車駐車場整備関連資料

○池袋駅西口 芝浦工大跡地開発行為について……………	1 頁
○開発行為許可申請書……………	3
○開発行為許可書……………	4
○新池袋駅ビル(仮称)開発に伴う女性センター 及び自転車駐車場の整備に関する協定書……………	5
○メトロポリタンプラザビル建設概要……………	7

「池袋駅西口地区開発の記録」(平成4年3月 豊島区都市整備部開発
担当課発行)より抜粋

池袋駅西口 芝浦工大跡地開発行為について

1. 開 発 者

東京都千代田区丸の内一丁目6-5
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 住 田 正 二
東京都墨田区押上一丁目1-2
東武鉄道株式会社
代表取締役社長 根 津 嘉一郎
東京都豊島区西池袋一丁目6-1
池袋ターミナルビル株式会社
代表取締役社長 山 口 茂 夫

2. 開発区域

豊島区西池袋一丁目11番4外13筆

3. 開発区域の面積

18,961.44㎡

4. 予定建築物の概要

- | | |
|----------|------------|
| (1) 敷地面積 | 16,815㎡ |
| (2) 建築面積 | 13,879㎡ |
| (3) 延床面積 | 164,920㎡ |
| | 鉄骨鉄筋コンクリート |
| | 地下4階地上22階 |
| (4) 用 途 | 店舗、事務所 |
| (5) 駐車台数 | 610台 |

5. 開発行為の内容

開発区域に、区道 232号の一部（延長 145.3m、面積1,169.10㎡）を取り込み、この付け変えとして区道 229号を 8 mから16mに、区道 225号を 8 mから12mに拡幅する。

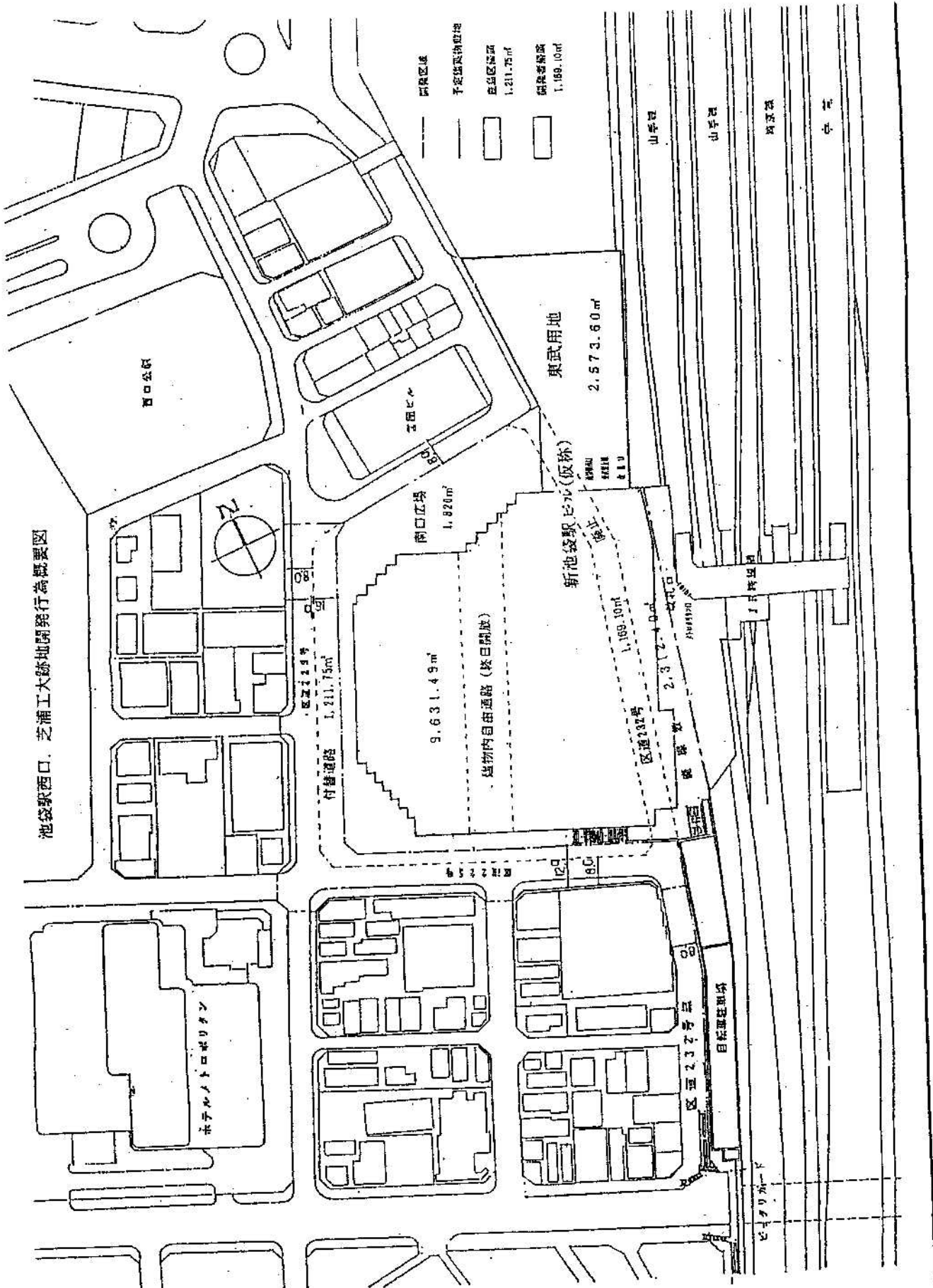
廃道面積	1,169.10㎡	開発者帰属
拡幅面積	1,211.75㎡	豊島区帰属

6. 開発の指導

池袋駅西口地区の開発整備構想に沿った開発。

- (1) 街区の一体化
- (2) 広場については、西口の駅広機能を補完する 1,820㎡の協定広場を設置する。
- (3) 本区基本計画の計画目標となっている駅南口、橋上駅、ペデデッキを設置する。
- (4) 合せて、建物内に24時間開放の自由通路を設置する。
- (5) 雨水流出抑制策として、620㎡の貯留槽を設置する。
- (6) その他、女性センターとしての床 1,000㎡、及び 1,000台程度収容可能な自転車駐車場を確保する。

池袋駅西口、芝浦工大跡地開発行為概要図



- 開発区域
- 予定商業施設用地
- 区画区域画
- 開発者所有地

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条の規定により、開発行為
(開発行為の変更)の許可を申請します。

平成元年4月27日
東京都豊島区長
加藤 一 敏 殿

許可申請者住所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
東日本旅客鉄道株式会社
氏名 代表取締役社長 住田 正 二

許可申請者住所 東京都墨田区押上一丁目1番2号
東武鉄道株式会社
氏名 代表取締役社長 根津 嘉一郎

許可申請者住所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
池袋ターミナルビル株式会社
氏名 代表取締役社長 山口 茂 夫

開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	東京都豊島区西池袋一丁目11番4 外13筆			
	2	開発区域の面積	18,961.44 平方メートル			
	3	予定建築物の用途	店舗、事務所			
	4	工事施行者住所氏名	大阪府中央区北浜4番33号 株式会社大林組			
	5	工事着手予定年月日	平成元年5月15日			
	6	工事完了予定年月日	平成元年9月14日			
	7	自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	否			
	8	法第34条の該当号及び該当する理由				
	9	その他必要な事項				
※ 受 付 番 号		年	月	日	第	号
※ 許可に附した条件						
※ 許 可 番 号		年	月	日	第	号

- 備 考
1. ※のある欄は記載しないこと。
 2. 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 3. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

開 発 行 為 許 可 申 請 書

許可申請者	東京都千代田区丸の内一丁目6-5 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 住田正二
住所	東京都墨田区押上一丁目1-2 東武鉄道株式会社 代表取締役社長 根津嘉一郎
氏名	東京都豊島区西池袋一丁目6-1 池袋ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 山口茂夫

平成元年4月27日付で申請のあった開発行為（開発行為の変更）については、都市計画法第29条の規定により次の条件を付して許可します。

1. 開発区域に含まれる地域の名称

東京都豊島区西池袋一丁目1.1番4号 外13筆

2. 開発区域の面積

18,961.44 平方メートル

平成元年5月8日

東京都豊島区長 加藤 一 敏

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条及び都市計画法第50条の規定に基づき東京都開発審査会に対し審査請求することができます。

新池袋駅ビル（仮称）開発に伴う女性センター 及び自転車駐車場の整備に関する協定書

東京都豊島区を甲とし、池袋ターミナルビル株式会社及び東武鉄道株式会社を乙として、新池袋駅ビル（仮称）の開発に伴う女性センター及び自転車駐車場の整備に関し、甲・乙の間において次のとおり協定を締結する。

（女性センター）

- 第1条 乙は、甲に別紙図面のとおり新池袋駅ビルの10階に供用部分を含め約 1,000平方メートルを甲のために確保するものとする。
- 2 甲は、前項の部分を女性センターとして、住民等の利用に供する。
 - 3 甲・乙は、新池袋駅ビルの完成までに、利用に関する契約を締結する。

（自転車駐車場）

- 第2条 乙は、東京都豊島区西池袋一丁目1番12の土地に自転車駐車場を設置するものとし、新池袋駅ビル開業時から住民等の利用に供するものとする。
- 2 前項の自転車駐車場は、1,500台程度収容可能な規模のものとする。
 - 3 乙は、「東京都豊島区立自転車等駐車場条例」に準じて当該自転車駐車場の管理を行うものとする。

以上、本協定の証として、この協定書3通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

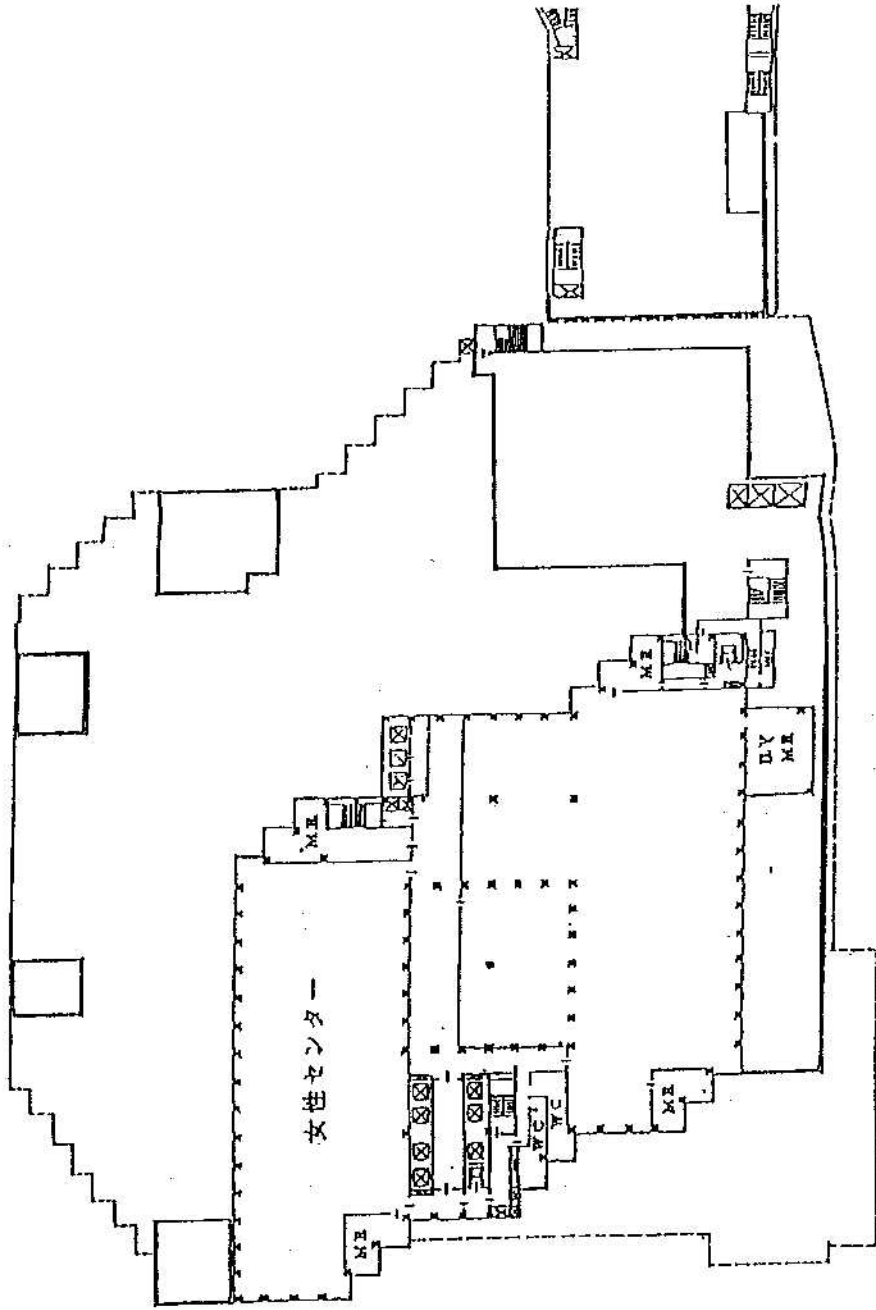
平成元年4月20日

東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
甲 東京都 豊島区
東京都豊島区長 加藤 一 敏

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
乙 池袋ターミナルビル株式会社
代表取締役社長 山口 茂 夫

東京都墨田区押上一丁目1番2号
乙 東武鉄道株式会社
代表取締役社長 根津 嘉 一 郎

(女性センター)



10階平面図

メトロポリタンプラザビル建設概要

1. 施設の概要

所在地	東京都豊島区西池袋1丁目11番4号
建築主	池袋ターミナルビル株式会社
地域・地区	商業地域、防災地域、容積率（800%、900%）、建ぺい率80%
敷地面積	14,290.00㎡
建築面積	10,630.00㎡
延床面積	143,398.00㎡
構造種別	地下部 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 地上部 鉄骨造、
階数	地下4階、地上22階
高さ	最高高さ 98.55m、最高軒高さ 97.65m

2. 主要施設

- (1) 店舗 百貨店 38,700㎡、専門店 17,500㎡
- (2) 事務所
- (3) 文化施設 エポック10（男女平等推進センター）、美術館、多目的ホール、クリニック、他
- (4) 公共施設 池袋駅連絡口、南口広場、自由通路、地域冷暖房プラント、駐輪場（1,100台）駐車場（420台）
- (5) 雨水貯留槽施設 620㎡

3. 工期 着工：平成元年10月30日
竣工：平成4年5月31日（予定）

4. オープン 平成4年6月10日（予定）

5. 開発手法 都市計画法における開発許可制度。
総合設計制度を適用した建築計画。